

開 放 病 床  
利 用 の 手 引 き

平成 2 7 年 6 月 改訂

青梅市立総合病院

◎ 病院案内

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 病院の名称 | 青梅市立総合病院（電話 0428-22-3191）  |
| 2 | 所在地   | 〒198-0042 青梅市東青梅四丁目16番地の5  |
| 3 | 病床数   | 562床（一般病床508床、精神病床50床、感染病床4床）  |
| 4 | 診療科   | 内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・<br>血液内科・内分泌糖尿病内科・腎臓内科・神経内科・<br>リウマチ科・外科・呼吸器外科・心臓血管外科・<br>整形外科・脳神経外科・化学療法外科・精神科・<br>小児科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・<br>耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・放射線科・<br>病理診断科・臨床検査科・救急科・麻酔科・<br>歯科口腔外科 |

【目次】

1	開放病床について	1
2	患者さんのメリット	1
3	登録医のメリット	1
4	登録医について	1
5	開放病床の内容	2
6	入院（開放病床の利用）手続き	2
7	共同診療について	3
8	退院について	4
9	開放型病院共同指導料の請求について	4
10	業務災害・医事紛争	4
11	登録医としての留意事項	4
12	お問い合わせ・ご意見	5
13	開放病床利用のシステム（フローチャート）	6
14	様式	
15	参考	

## 1 開放病床について

病院の施設、機能の開放の一環として、病床の一部を診療所のかかりつけ医（登録医）の先生方に開放し、当院の医師と共同して診療を行うものです。

登録医の先生方と当院主治医が連携し、患者さんの治療や経過観察を共同で行うことにより、一貫性のある医療を提供することを目的としています。

## 2 患者さんのメリット

かかりつけ医（登録医）と病院での診療が継続的に行われることとなります。通常の診療は登録医であるかかりつけ医にて行い、より専門的な診療や入院が必要な時は、紹介により病院にかかることで一貫した治療を受けることができます。

また、入院中もかかりつけの先生の診療を受けることが可能となり、より一層安心していただけると思います。

## 3 登録医のメリット

登録医療機関からの紹介患者さんは優先的に開放病床を利用できます。紹介患者さんがご入院された時には、当院主治医と共同して診療、指導等にあたることができます。入院中も紹介患者の状態を把握することができるため、退院後の診療に役立つと思われれます。

また、共同指導（診療）を実施した場合は、開放型病院共同指導料（I）を算定することができます。共同指導（診療）する場合は、事前に患者さんにご説明してください。

なお、共同診療を実施しなくても構いません。

## 4 登録医について

開放病床や施設設備を共同利用していただくには、登録医となっいただく必要があります。

### (1) 登録医の対象

西多摩医師会に所属する医師および当院の病院長が特に認めた者とします。登録に当たっては特別な資格や特定の診療科目を標榜している必要はありません。登録にかかる費用は無料です。

### (2) 登録の手続き

① 西多摩医師会に所属する医師は、登録医申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、西多摩医師会事務局に提出をお願いします。

なお、西多摩医師会に所属していない場合は、医事課までご連絡ください。

② 登録を承認した医師に対しては、登録医承諾書（様式第2号）および登録医証（様式第5号）をご送付いたします。

(3) 登録の期間および脱退等

登録医となれば、以後更新の必要はありません。ただし、登録医が不相当と認められる場合には、登録を抹消することがあります。

なお、西多摩医師会会員の方で登録医の脱退を希望する場合は、文書（様式は任意で構いません。）にて西多摩医師会経由で病院長に届出してください。

## 5 開放病床の内容

(1) 開放病床は一般病床5床です。

東4病棟2床、東5病棟1床、西4病棟1床、西5病棟1床

※病床数の5床を超えた場合は、紹介患者入院となります。

(2) 受入診療科は次のとおりです。

内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・血液内科・内分泌糖尿病内科・腎臓内科・神経内科・リウマチ科・外科・呼吸器外科・心臓血管外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・歯科口腔外科

※小児科・化学療法外科・精神科・リハビリテーション科・放射線科・病理診断科・臨床検査科・救急科・麻酔科は対象外とさせていただきます。

## 6 入院（開放病床の利用）手続き

(1) 開放病床の利用や開放型病院共同指導料等について、患者さんに説明し同意を得てください。

※説明には、「開放型病院共同指導料について（様式第6号）」をご利用ください。

(2) 診療情報提供書を地域医療連携室までFAX送信してください。

診療情報提供書には、「開放病床利用」と記すなど開放病床の利用がわかる内容にしてください。

※24時間FAX受付にて受付しております。ただし、平日の午後5時以降や土・日曜日、祝日にお送りいただいたものは、翌日・休み明けの対応となります。

(3) 開放病床の利用については、原則として、予定入院とさせていただきます。

きます。必要に応じ、外来を受診していただきます。

※平日の午後5時以降、土・日曜日、祝祭日等における緊急入院は、対象外となります。

- (4) 入院が決まりましたら、地域医療連携室から登録医の先生に「開放病床入院（予定）報告書」（様式第7号）をFAXいたします。
- (5) 来院された患者さんには、入院申込書を作成していただきます。

## 7 共同指導（診療）について

- (1) 共同指導（診療）に来院する場合は、事前に地域医療連携室にご連絡いただき、訪問日時を決めさせていただきます。
- (2) 来院した際には、地域医療連携室にお越しくください。なお、時間外にお越しになった際には、時間外窓口（正面玄関風除室左側）にお声をかけてください。

地域医療連携室等では、登録医来院受付台帳（様式第8号）に来院の記録を行います。

- (3) 地域医療連携室（時間外窓口）では、ロッカーの鍵等をお渡しします。病院で、白衣・名札等を用意しております。
- (4) 白衣・名札を着用のうえ、病棟へお越しくください。
- (5) 来院時に担当医等より経過の説明を行います。
- (6) 当院主治医は登録医と共同指導（診療）の内容を電子カルテへ記載します。

※電子カルテの記録は、当院主治医が行います。

※当該診療記録を印刷しますので、自院の当該患者さんの診療録に貼ってください。（診療録に直接内容を記載していただいても構いません。）

※電子カルテの閲覧（該当患者のみ）を希望される場合は、事前に地域連携室へ電子カルテ閲覧申請書（様式第10号）をFAX送信してください。主治医不在時に該当病棟でカルテの閲覧が可能となります。

- (7) お帰りになる際には、ロッカーの鍵等を地域医療連携室にお返しくください。（時間外にお帰りになる際には、時間外窓口となります。）

※車で御来院された場合、駐車料金について、無料処理させていただきます。

※共同診療を目的とせず患者さんをお見舞いいただくだけでも構いません。

## 8 退院について

- (1) 当院主治医が登録医の先生に電話連絡の上、退院させます。
- (2) 退院時には、当院主治医は登録医の先生に対して、診療情報提供書等により経過報告いたします。

## 9 開放型病院共同指導料の請求について

### (1) 登録医の診療報酬

- ① 登録医は、開放型病院に赴いて、入院している患者さんを病院医と共同して指導（診療）した場合に、患者1人1日につき1回開放型病院共同指導料（Ⅰ）350点を算定できます。
- ② 開放型病院共同指導料（Ⅰ）は、医事課が送付する「開放型病院共同指導実施票」（様式第9号）や自院の診療録にもとづいて、保険分は、登録医療機関で診療報酬請求明細書を用いて、請求してください。

※「開放型病院共同指導実施票」は退院後および月初にFAXにてお送りします。

### (2) 病院の診療報酬

病院は、紹介された患者さんを開放型病床において登録医と共同して指導（診療）した場合に、開放型病院共同指導料（Ⅱ）220点が算定できます。

## 10 業務災害・医事紛争

- (1) 共同指導（診療）の実施に関連して生じた登録医の業務災害は、出張中の災害となるため、登録医側での処理をお願いします。
- (2) 医事紛争が発生した場合は、当院診療科責任者を含め、当院主治医、登録医の先生が協力して対処することとします。
- (3) 損害賠償や医療裁判に進展した場合には、それぞれが加入している損害賠償保険によって処理することとします。

※医事紛争の予防のため、開放病床の共同指導において、患者さんやご家族への病状説明などで食い違いが生じないように当院主治医と登録医の先生とで充分に協議の上、行ってください。

## 11 登録医としての留意事項

登録医は病院の規則を遵守してください。

## 12 お問い合わせ・ご意見

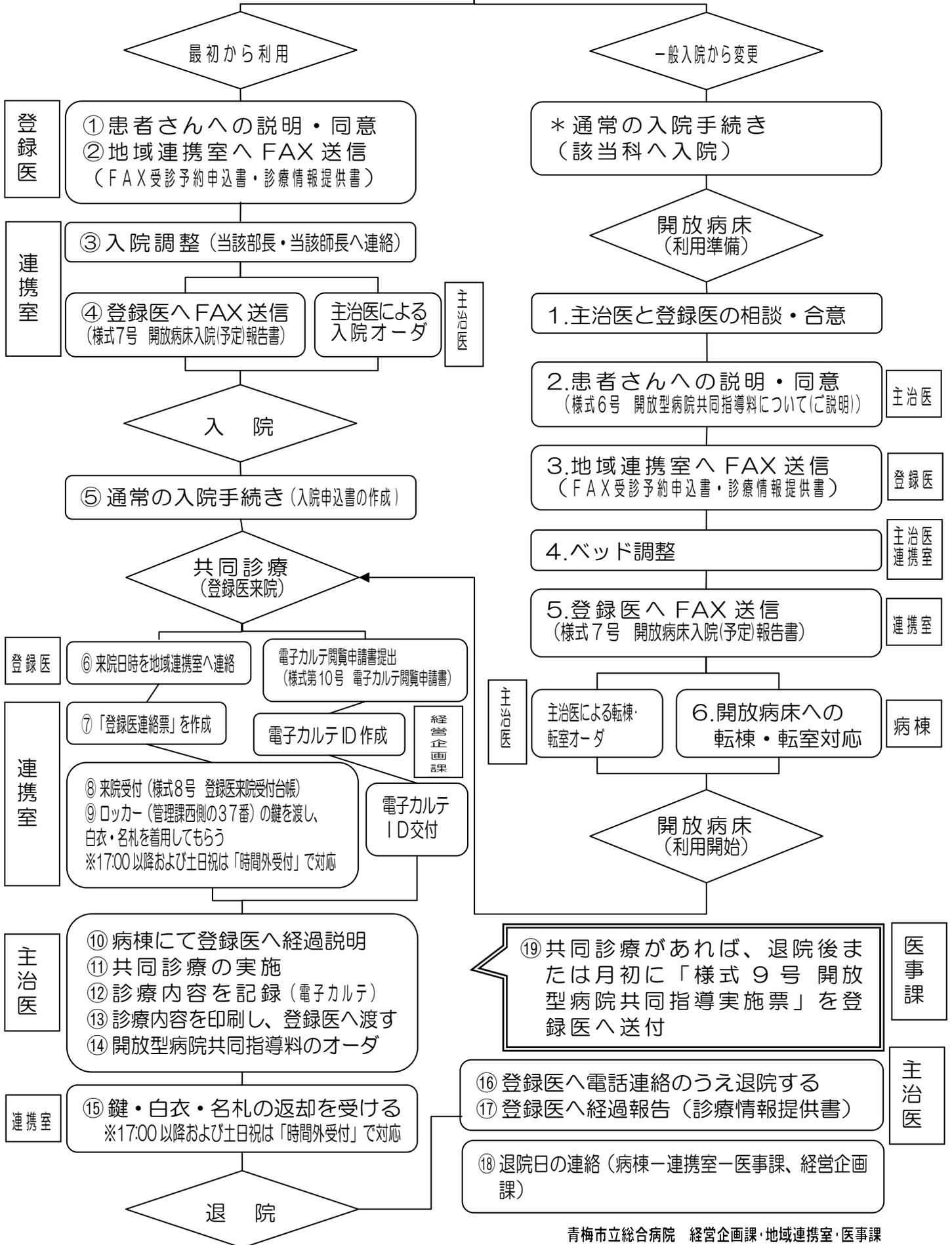
お問い合わせやご意見がある場合は、お気軽にご連絡ください。

- 開放病床の手順等については地域医療連携室でお受けいたします。
- 診療費等については、医事課でお受けします。
- 共同指導（診療）については、当院主治医、診療科責任者または診療局長までご連絡ください。

東4 463④ / 466 個室  
 東5 550③  
 西4 400③  
 西5 501①

# 開放病床利用のシステム

## 入院方法



## 開放病床利用 「最初から利用する場合」

- ① 登録医が、患者・家族へ「開放病床の利用」や「開放型病院共同指導料」等について説明し、同意を得る。
- ② 「FAX受診予約申込書」および「診療情報提供書」が、登録医から地域連携室へFAX送信される。  
※ 原本は患者・家族へ渡し、入院当日に受付へ提出してもらう。
- ③ 地域連携室は、②のFAXを受け取ったら、当該部長および当該病棟師長へ連絡し、利用病床等の調整を図る。(入院日と利用開放病床の決定)  
\* 登録医であることの確認(登録医名簿)  
\* 空き病床の確認(開放病床予約一覧)と当該病棟師長へベッドコントロールを依頼 ※依頼を受けた当該病棟師長は、開放病床利用を優先とし、速やかに調整する。  
\* 迅速に開放病床利用患者を受け入れられるよう、できるだけ柔軟な対応をする。
- ④ 地域連携室が、電子カルテの文書作成にて「様式第7号 開放病床入院(予定)報告書」を作成し、登録医へFAX送信する。(様式保存場所は「地域医療連携室」)  
※ FAX送信した原紙は、地域連携室で2年間保存する。
- ⑤ 入院受付にて入院手続き(入院申込書の作成)をしてもらう。
- ⑥ 登録医から地域連携室へ、来院予定日(共同診療等)の連絡がある。  
電子カルテの閲覧(該当患者のみ)を希望する場合は、様式第10号 電子カルテ閲覧申請書が地域連携室へFAX送信される。
- ⑦ 連絡を受けた地域連携室が「登録医連絡票」を作成し、庶務係へ名札作成を依頼する。(※名札作成済の登録医については不要)  
様式第8号 来院受付台帳に来院予定日時を記入する。  
電子カルテ閲覧申請書を受け取ったら、主治医の承認をもらい、経営企画課へ提出する。経営企画課は電算室へIDの作成を依頼する。電算室処理後、地域連携室で保管する。

- ⑧ 登録医が地域連携室（平日 17 時以降および土日祝は時間外受付）に立ち寄るので、様式第 8 号 来院受付台帳に来院された時間を記入し、サインをもらう。  
電子カルテ閲覧用の ID・パスワードを伝える。
- ⑨ 登録医にロッカーの鍵および名札を渡し（白衣はロッカーに置いてある）、白衣を着用して病棟へ向かってもらうよう案内をするとともに、当該病棟師長へ連絡する。
- ⑩ 病棟にて、主治医から登録医へ経過説明を行う。
- ⑪ 共同診療を実施する。
- ⑫ 主治医が診療内容を電子カルテに記録する。
- ⑬ 診療内容を印刷し、登録医へ渡す。
- ⑭ オータ入力する。オータの場所は、分類 指導管理【共通】－ 詳細 開放型病院共同指導Ⅱ
- ⑮ 白衣は地域連携室でクリーニングへ出す。  
※白衣が戻ってきたらロッカーへ補充する。（不足する場合は、庶務係へ連絡）
- ⑯ 主治医が登録医へ電話連絡の上、退院する。
- ⑰ 退院時、主治医から登録医に、診療情報提供書等で経過報告する。
- ⑱ 退院日が決まったら、当該病棟から地域連携室へ連絡をする。  
地域連携室は医事課へ連絡する。  
退院後、地域連携室は電子カルテ閲覧申請書を経営企画課へ提出する。  
経営企画課は電算室へ ID の解除依頼を行う。電算処理後、申請書は経営企画課を経て地域連携室で保存する。
- ⑲ 共同診療があれば、退院後または月初に「様式 9 号 開放型病院共同指導実施票」を医事課から登録医へ送付する。

## 開放病床利用 「一般入院から開放病床へ変更する場合」

1. 主治医と登録医で相談し、合意を得る  
\* 登録医であることの確認（地域連携室へ名簿確認依頼）
2. 主治医から患者・家族へ「開放病床の利用」や「開放型病院共同指導料」等について説明し、同意を得る。  
\* 様式6号 開放型病院共同指導料について（ご説明）を使用し、患者・家族の署名をいただく。  
1部コピーし、患者へ渡す。原本は病歴で保管する。  
様式保存場所は、電子カルテ文書作成の「01.承諾書、説明書」
3. 患者さんの了解が得られたら、主治医から登録医へ連絡し、登録医から「FAX受診予約申込書」および「診療情報提供書」が地域連携室へFAX送信される。
4. 地域連携室は、3のFAXを受け取ったら、当該部長および当該病棟師長へ連絡し、利用病床等の調整を図る。（利用開始日と利用開放病床の決定）  
\* 空き病床の確認（開放病床予約一覧）と当該病棟師長へベッドコントロールを依頼 ※依頼を受けた当該病棟師長は、開放病床利用を優先とし、速やかに調整する。
5. 地域連携室が、電子カルテの文書作成にて「様式第7号 開放病床入院（予定）報告書」を作成し、登録医へFAX送信する。（様式保存場所は「地域医療連携室」）  
※ FAX送信した原紙は、地域連携室で2年間保存する。
6. 転棟もしくは転室オーダーにより、当該病棟で患者さんを移動させる。

～ 以降は「最初から利用する場合」の⑥以降と同様 ～

## 14 様式

- (1) 様式第1号 登録医申込書
- (2) 様式第2号 登録医承諾書
- (3) 様式第3号 登録医報告書
- (4) 様式第4号 登録医台帳
- (5) 様式第5号 登録医証
- (6) 様式第6号 開放型病院共同指導料について
- (7) 様式第7号 開放病床入院（予定）報告書
- (8) 様式第8号 登録医来院受付台帳
- (9) 様式第9号 開放型病院共同指導実施票
- (10) 様式第10号 電子カルテ閲覧申請書

様式第1号

## 登録医申込書

平成 年 月 日

青梅市立総合病院

院長 殿

(医療機関名)

(申請者名)

印

私は、開放型病院に関する協定書にもとづき、貴病院の登録医として参加を希望します。

### 記

医療機関所在地			
電話番号			
医師名	生年月日	自宅住所	自宅電話番号
			- -
			- -
			- -
			- -
			- -

以上

様式第2号

登録医承諾書

(医療機関名)

(医師名) 殿

貴殿を当病院の登録医として承認いたします。

平成 年 月 日

青梅市立総合病院  
院長

様式第3号

## 登 録 医 報 告 書

青 病 医 号

平成 年 月 日

社団法人 西多摩医師会

会長 殿

青梅市立総合病院

院長

下記医師を当院登録医として承認いたしましたので御報告します。

記

登録番号	医療機関名	氏名

以上



様式第 5 号

青梅市立総合病院  
登録医証

殿

貴殿が当院の登録医であることを証します。  
当院は、貴院と診療活動における連携を密にし  
地域医療の向上に努めます。

平成 年 月 日

青梅市立総合病院院長

様式第6号

開放病床ご利用の患者さんへ

青梅市立総合病院

開放型病院共同指導料について（ご説明）

【開放病床について】

地域医療連携の一環として、青梅市立総合病院の病床の一部を地域のかかりつけ医の先生方に開放し、当院の医師と協力して診療を行うものです。

通常の診療は、かかりつけ医にて行い、より専門的な診療を当院で入院加療を行うことにより、通院から入院・退院までの一貫した診療を行うことが可能となります。

また、入院中も、かかりつけ医の先生の診療が可能となり、より安心していただけると考えています。

【開放型病院共同指導料について】

かかりつけ医（紹介医師）の先生から当院に紹介のうえ、入院していただき、当院の開放病床で当院医師と共同して診療および指導を行った際に「開放型病院共同指導料」が算定されます。

自己負担割合	かかりつけ医（紹介医師）	青梅市立総合病院
1割負担	1回につき 350円	1回につき 220円
3割負担	1回につき 1,050円	1回につき 660円

※公費受給者証をお持ちの場合、自己負担金が上記とは異なります。

※かかりつけ医（紹介医師）分は、退院後にかかりつけ医（紹介医師）の医療機関でお支払いが必要となります。

※ご不明な点がございましたら、医事課（電話22-3191）までご遠慮なくお尋ねください。

一日も早くご快方に向かわれることをお祈り申し上げます。

-----  
以上のことについて、主治医から説明を受け理解しました。

平成 年 月 日 患者氏名 \_\_\_\_\_

様式第7号

〈F A X 送信票〉  
開放病床入院（予定）報告書

平成 年 月 日

登録医療機関名

先生侍史

青梅市立総合病院  
地域医療連携室

平成 年 月 日付の「診療情報提供書」においてご依頼のありました開放病床利用患者の入院について、次のとおり予定しておりますので報告します。

フリガナ		性別	
患者名			
生年月日			
入院予定日			
診療科			
主治医(担当医)			
通信欄			

- ※ 入院予定日は変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- ※ ご不明の点がありましたら、地域医療連携室までご連絡ください。

【問い合わせ】

地域医療連携室

TEL : 0428-22-3191

FAX : 0428-25-1854

## 登録医来院受付台帳

枚目

病棟 \_\_\_\_\_ 病室 \_\_\_\_\_ 患者氏名 \_\_\_\_\_ (ID \_\_\_\_\_)  
 登録医 \_\_\_\_\_ (医療機関名 \_\_\_\_\_) 主治医 \_\_\_\_\_ (診療科名 \_\_\_\_\_)  
 入院日 (開放病床利用開始日) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) \_\_\_\_\_ 退院日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) \_\_\_\_\_

来院予定受付日時	来院予定日時	予定受付者	来院目的	来院・帰院時刻	登録医署名	当日受付者
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		1 共同診療 2 ( )	年 月 日 ( ) 来院 時 分 帰院 時 分		
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		1 共同診療 2 ( )	年 月 日 ( ) 来院 時 分 帰院 時 分		
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		1 共同診療 2 ( )	年 月 日 ( ) 来院 時 分 帰院 時 分		
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		1 共同診療 2 ( )	年 月 日 ( ) 来院 時 分 帰院 時 分		
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		1 共同診療 2 ( )	年 月 日 ( ) 来院 時 分 帰院 時 分		
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		1 共同診療 2 ( )	年 月 日 ( ) 来院 時 分 帰院 時 分		
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		1 共同診療 2 ( )	年 月 日 ( ) 来院 時 分 帰院 時 分		
年 月 日 ( ) 時 分	年 月 日 ( ) 時 分		1 共同診療 2 ( )	年 月 日 ( ) 来院 時 分 帰院 時 分		

地域医療連携室 ⇄ 時間外受付 (17:00～および土日祝)  
 ※退院前日に台帳の写しを医事課入院会計へ提出 (1部)

開放型病院共同指導実施票

平成 年 月分

患者名前

生年月日

患者番号

共同指導（診療）を実施された日に「○印」をつけていますのでご確認ください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

共同指導（診療）実施回数		主治医	
開放型病院共同指導料	回		
入院日		退院日	

※ 開放型病院共同指導（診療）の実施状況を上記のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

(登録医)

青梅市立総合病院

問い合わせ

医事課

電話番号0428-22-3191

## 電子カルテ閲覧申請書

平成 年 月 日

青梅市立総合病院

院長 殿

開放型病床の利用に伴う共同指導・診察のため、貴院の電子カルテを閲覧することを申請します。

私は、業務上知り得た個人情報保護法をはじめ各種法令を遵守し、利用目的に基づいて使用を行います。

登録医医療機関名 \_\_\_\_\_

登録医師名 \_\_\_\_\_

閲覧する 患者 I D ・ 患者氏名	I D
閲覧開始日（入院日）	平成 年 月 日
備考	

-----

処理欄

次の利用者 I D とパスワードを使用し閲覧して下さい。

利用者 I D		パスワード	
---------	--	-------	--

※当該患者のみ閲覧が可能です。

※退院翌日以降、当利用者 I D およびパスワードは使用できません。

申請

解除（退院日：平成 年 月 日）

主治医	地域連携室	経営企画課	電算室

地域連携室	経営企画課	電算室

※申請：電算室処理後、地域連携室で当申請書を保管する。

※解除：退院後、地域連携室は当申請書を経営企画課に回す。電算室処理後、経営企画課を経て地域連携室で保存する。

送信先：青梅市立総合病院・地域連携室 FAX 0428-25-1854

## 開放型病院共同指導料について

### B 0 0 2 開放型病院共同指導料(Ⅰ) 350点

注1 診察に基づき紹介された患者が、別に厚生労働大臣が定める開放利用に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（以下この表において「開放型病院」という。）に入院中である場合において、当該開放型病院に赴いて、当該患者に対して療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。

- 2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料、区分番号C 0 0 0に掲げる往診料又は区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料は別に算定できない。

### B 0 0 3 開放型病院共同指導料(Ⅱ) 220点

注 診察に基づき紹介された患者が開放型病院に入院中である場合において、当該開放型病院において、当該患者を診察した保険医療機関の医師と共同して療養上必要な指導を行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。

### B 0 0 2 開放型病院共同指導料(Ⅰ)、B 0 0 3 開放型病院共同指導料(Ⅱ)

- (1) 開放型病院共同指導料(Ⅰ)は、開放型病院に自己の診察した患者を入院させた保険医が、開放型病院に赴き、開放型病院の保険医と共同で診療、指導等を行った場合に1人の患者に1日につき1回算定できるものであり、その算定は当該患者を入院させた保険医が属する保険医療機関において行う。
- (2) 開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定した場合は、区分番号「A 0 0 0」初診料、区分番号「A 0 0 1」再診料、区分番号「A 0 0 2」外来診療料、区分番号「C 0 0 0」往診料及び区分番号「C 0 0 1」在宅患者訪問診療料等は算定できない。
- (3) 診療所による紹介に基づき開放型病院に入院している患者に対して、当該診療所の保険医が開放型病院に赴き診療、指導等を行った場合において、その患者について、区分番号「B 0 0 9」診療情報提供料(Ⅰ)が既に算定されている場合であっても、開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定できる。
- (4) 開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定する場合、当該患者を入院させた保険医の診療録には、開放型病院において患者の指導等を行った事実を記載し、開放型病院の診療録には当該患者を入院させた保険医の指導等が行われた旨を記載する。
- (5) 開放型病院共同指導料(Ⅱ)は、当該患者を入院させた保険医の属する保険医療機関が開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定した場合に、開放型病院において算定する。

#### 4の2 開放型病院共同指導料(Ⅰ)の施設基準

- (1) 病院であること。
- (2) 当該病院が当該病院の存する地域のすべての医師又は歯科医師の利用のために開放されていること。
- (3) (2)の目的のための専用の病床が適切に備えられていること。

#### 第8 開放型病院共同指導料

##### 1 開放型病院共同指導料に関する施設基準

- (1) 当該病院の施設・設備の開放について、開放利用に関わる地域の医師会等との合意(契約等)があり、かつ、病院の運営規定等にこれが明示されていること。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当していること。
  - ア 当該2次医療圏の当該病院の開設者と直接関係のない(雇用関係にない)20以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録しているか、又は当該地域の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録していること。
  - イ 当該2次医療圏の一つの診療科を主として標榜する、当該病院の開設者と関係のない(雇用関係のない)10以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録していること、又は当該地域の当該診療科の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録していること。この場合には、当該診療科の医師が常時勤務していること。(なお、医師が24時間、365日勤務することが必要であり、医師の宅直は認めない。)
- (3) 開放病床は概ね5床以上あること。
- (4) 次の項目に関する届出前30日間の実績を有すること。
  - ア 実績期間中に当該病院の開設者と直接関係のない複数の診療所の医師又は歯科医師が、開放病床を利用した実績がある。
  - イ これらの医師又は歯科医師が当該病院の医師と共同指導を行った実績がある。
  - ウ 次の計算式により計算した実績期間中の開放病床の利用率が2割以上である。ただし、地域医療支援病院においてはこの限りではない。  
開放病床利用率＝ (30日間の開放型病院に入院した患者の診療を担当している診療所の保険医の紹介による延べ入院患者数) ÷ (開放病床× 30日間)
- (5) 地域医療支援病院にあっては、上記(1)から(4)までを満たしているものとして取り扱う。

##### 2 届出に関する事項

- (1) 開放型病院共同指導料の施設基準に係る届出は、別添2の様式9を用いること。
- (2) 届出前30日間における医師又は歯科医師の開放病床使用及び共同指導の実績並びに当該基準の1の(4)のウにより計算した開放病床利用率を記載すること。
- (3) 開放利用に係る地域医師会等との契約、当該病院の運営規定等を記載すること。
- (4) 登録医師又は歯科医師の名簿(登録医師等の所属する保険医療機関名を含む。)を別添2の様式10を用いて提出すること。
- (5) 当該届出に係る病棟の配置図及び平面図(開放病床が明示されていること。)を記載すること。
- (6) 地域医療支援病院にあっては、上記(2)から(5)までの記載を要せず、地域医療支援病院である旨を記載すること。